

禍根を残してスタートした札幌市議会 市民の議会へ向けて改革をすすめたい

四月の統一地方選後、札幌市議会は最初の議会
で松浦議員を除名するという将来に禍根を残す
スタートを切りました。従来から議長は互選で決
めるのが慣例となっていて、今度も各派交渉会が
事前にその方式によることを確認していました。
しかし最年長議員として臨時議長になった松浦議
員は立候補制による議長選出を宣言し、他の議員
の異議や動議を受けつけず、長時間にわたって議
会を混乱に陥れたことから、その言動が懲罰特別
委員会で問われることになりました。

誌面の都合で経過の詳細は割愛しますが、結果
として六月二一日の本会議において、松浦議員は
「除名」されました。懲罰には戒告・陳謝・出席停止・
除名の四種があり、除名が最も重い懲罰です。
除名には自民・民主・公明の三会派の計五六人が
賛成し、共産と私（市民ネットワーク北海道）の
計一人は陳謝が相当であると、除名には反対し
ました。私は本会議における採決にあたっての討
論で、おおよそ次のようにその理由を述べました。
私を含めどの会派も、松浦議員が臨時議長とし
て行った言動は、議会の秩序を混乱させ議会の品
位を貶めるもので、懲罰に相当する行為であると
認めています。しかし、どの程度の懲罰が妥当か
についての判断は、懲罰特別委員会の多数意見は
除名ですが、私は、「立候補制」の提案は、札幌

市議会の現状と今後の議会のあり方に一石を投げ
たものと受け止めます。

この十数年議会改革が全国に広がるなか、議長
選挙も大きな変化がみられます。政令市では七議
会で議長候補者が公開の場で所信表明演説を行い、
こうした立候補制を採用している市議会は全国で
三四〇あります。また、議会基本条例の発祥の地
である栗山町議会のように、議長の立候補制と本
会議場における所信表明を議会基本条例に明記し
ている議会も多数あります。いずれも「市民に開
かれた・わかりやすい議会」にするために、議会
改革の一環として行っているものです。

松浦議員も「議会を少しでもみんなに見えるよう
にしたい」との思いだったとのことですから、この
ような全国的な新しい流れを鑑みれば、松浦議員の
行為は、手順は間違えていますが、言わんとしてい
ることには一理があります。私たち札幌市議会は、
今回の問題を懲罰問題だけに終わらせることなく、
議会基本条例の精神に則って、議長の選挙と議長の
役割を市民にわかりやすくするため、議会改革の重
要な問題と受け止め議論するべきと考えます。

以上が、私が懲罰は除名ではなく、陳謝が妥当
であると考える第一の理由です。次いで第二の理
由は、議員の地位を投票した有権者市民ではなく
第三者が奪うというこの問題性です。

地方自治法は、有権者市民に自分たちが選んだ
市長や議員の解職を求める、いわゆるリコールの
請求権を認めています。しかし、選挙後一年間は
リコールを請求することはできません。これは、
市民が議員を直接投票で選ぶことの意義と選ばれ
た議員の地位と職責の重さを意味しており、この
条文とのバランスを考えても、当選直後の松浦議
員の議員としての資格を第三者の議会が奪うのは
妥当ではありません。

また、松浦議員自身は本会議場や懲罰特別委員
会において、「反省」や「お詫び」の言葉を表明
しています。私は、この言葉を率直に受け止め、
松浦議員があらためて会議規則に定めたルールに
則って「陳謝」することが懲罰として相当と判断
し、除名には反対します。

以上が私の述べた討論内容です。

今期の議会機能強化・改革検討委員会が七月三
日に初回を終え、現在、各会派からの今後の検討
課題を集約中ですが、私は、この検討委員会の公
開をはじめとして、議長の立候補制と公開の場
での所信表明の実施、市民参加による議会基本条例
の実施状況の点検と評価、議員報酬・政務活動費
の一〇％削減、海外視察費の廃止、代表質問と委
員会質問への手話通訳の導入などを提案しました。
早稲田大学マニフェスト研究所の調査による
と、二〇一八年度の議会改革度ランキング調査で
札幌市議会は、前年に引き続き二〇の政令市中一
七位と低迷しています。こうした現状を改革し、
市議会が名実ともに市民の市議会になるよう、一
議員として努力していく所存です。

へいしかわ さわこ：札幌市議会議員

（市民ネットワーク北海道）、議会技術研究会会員